令和4年第1回(1月) 農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

- 1. 日時及び場所 令和4年1月12日(水) 開会 9時55分 閉会 10時25分
- 2. 開催場所 吉富フォーユー会館2階研修室1・2
- 3. 出席委員

委員の定数14名出席委員数13名欠席委員数1名

出席委員の氏名

賀部正直井上幸子奥家信弘山本学美菊啓治奥田健一山本幸雄若山清敏髙橋初美重吉信之太田克弘堤久英

横川 信友

欠席委員の氏名

高原 孝幸

農地利用最適化推進委員2名出席(定数2名) 井上 福美 堤 實

# 4. 付議事項

### 議案

- ・議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第2号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

#### 報告事項

- ・公共工事に関する農地の一時利用届出について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5. 農業委員会事務局職員 事務局職員 軍神 宏充、田川 慎一朗
- 6. 会議の概要

### 事務局長

皆さま、改めまして、新年あけましておめでとうございます。 委員の皆さまには、何かとご迷惑をおかけいたしますが、本年 もご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 また、この1月から農業委員会の担当が、中家から田川に交代 しております。不慣れな点も多々あろうかと思いますが、どうぞ よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より令和4年第1回(1月)総会を開催いた します。

なお、高原委員より欠席するとの連絡をいただいておりますので、本日は推進委員を含め、15名での開催となります

開会に先立ちまして、賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 賀部会長

あらためまして、委員の皆さんおはようございます。

旧年中は大変お世話になりました。本年も、1年間よろしくお 願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年第1回(1月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に髙橋初美委員、太田克弘委員のお二人を指名いたします。

それでは、議事に入ります。議案第1号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、1件の申請です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

1ページをご覧ください。 (P1議案朗読)

2ページをご覧ください。

申請申請農地 吉富町大字広津〇〇〇一〇 田 面積 118 ㎡ 所有者・耕作者は、小犬丸〇〇の U. M 吉富町大字広津〇〇〇一〇 田 面積 256 ㎡ 所有者・耕作者は、小犬丸〇〇〇の Y. S

転用の目的は、一般住宅及び資材置場、

譲受人は、吉富町大字今吉○○○ Y. Tとなっています。 (P3からP6説明)

7ページが利用計画図と断面図、構造図です。住居横の資材置き場につきましては、譲受人のY. Tさんは瓦職人をされており、これまでは、会社に資材を取りに行ってから現場に向かうということをされていたそうですが、このたび、住居を建設することに伴い、仕事の効率化を図るために自宅に資材を置くこととしたとのことです。したがいまして、4t のユニックが奥まで入れる進入路も、併せて計画をされております。本件は、昨年8月に農振

除外の申し出があった土地であり、当初計画では、この資材置場部分は主に家庭菜園スペースとなっておりました。農林事務所からは、「家庭菜園で利用するのであれば、転用する必要がないので、この計画であれば、転用は許可できない」との指摘を受けておりました。それを受け、このたび、利用計画を資材置き場に変更したという経緯です。排水につきましては、汚水・生活雑排水は、公共下水道へ、雨水については、水路への放流となり、地元土地改良区との協議書は提出されています。なお、1筆だけ残る形となります広津〇〇の農地につきましては、南側の広津〇〇のら引っ越しで水を取っておりました。今回の転用で、取水ができなくなりますので、転用事業者の負担により、広津〇〇〇用の水口を新設する計画となっています。

8ページと9ページは、住宅の平面図と立面図です。

転用目的実現の確実性については、借入金で、融資証明書が提出されています。

10ページをご覧ください。

農地区分につきましては、1種農地ではありますが、集落接続の例外要件に該当し、また代替地の比較検討もされています。

農林事務所の現地確認は、今月6日に行い、指摘事項としては、 資材置場の積み上げ時の高さについて指摘がありました。高く積 み上げてしまうことにより、隣の家に被害をもたらす可能性があ るため、確認をしといてもらいたいとのことでした。その後、事 業者に確認し高さは1mいかないぐらいだろうとのことでした ので、農林事務所もそれなら被害が起こる可能性はないだろうと のことでした。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたしま す。

賀部会長

議案第1号について、地元委員の奥家委員は、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。

奥家委員

6ページの現地写真をご覧ください。今回の申請地は高低差があり、これまでに作物を作っておらず、面積も狭いです。 また、農地への降り口も狭く、勾配も急ですので、管理が難しいところですので、転用は許可してよい農地と思われます。

賀部会長

奥家委員及び事務局から説明並びに報告がありました。 ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は 挙手をお願いします。 各委員

(質疑なし)

賀部会長

議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

賀部会長

それでは、議案第1号について承認することとします。 続きまして、議案第2号「吉富町農用地利用集積計画の承 認について」です。

農業委員会法では、法第31条に「議事参与の制限」があり、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」とあります。

よって、関係委員につきましては、ご退席をお願いし、議 決を採らせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお 願いいたします。

今回、1月15日から開始する利用計画の提出が2件ありましたので、ご審議をお願いします。

まず、農業委員以外の利用権設定について決を採り、次に、 委員の利用権について決を採ることといたします。それでは、 事務局から説明をお願いします。

事務局

- 13ページをご覧ください。 (P13朗読)
- 14ページをご覧ください。

表で表しているとおり、今回1月15日から開始する利用権設定の件数は、新規2件で2,589㎡となっています。

内容につきましては、15ページの一覧表をご覧ください。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

賀部会長

事務局より説明がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

各委員

(質疑なし)

賀部会長

それでは、まず「農業委員以外の利用権設定」につきまして、ご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

賀部会長

それでは、「農業委員以外の利用権設定」につきまして、

承認することとします。

続きまして、Y. Y委員の利用権設定となりますので、Y. Y委員とY. M委員は退席をお願いします。

# Y. Y委員退席

それでは、Y. Y委員の利用権設定につきまして、ご異議 ございませんか。

各委員

(異議なし)

賀部会長

それでは、Y. Y委員の利用権設定につきまして、承認することとします。Y. Y委員の入室をお願いします。

Y. Y委員入室

続きまして、報告事項があります。

はじめに「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

15ページをご覧ください。

「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。

公共下水道工事に伴う資材置場としての一時利用の届出が 2 件ございます。

土地改良事業その他公共事業の実施に伴い、一時的に農地を資材の仮置場等に使用する場合であっても、農地法上、転用許可不要とされていない限り、あらかじめ一時転用許可を受ける必要がありますが、「令和元年12月6日付1水田第1250号福岡県農林水産部長通知」で、「緊急な必要性のための内を農業外に使用せざるを得ず、それがやむを得ないと認められるときは、農業委員会への届出で処理して差し支えない」との方針が示されました。

今回は2件とも、公共下水道工事に伴う資材置場であり、利用の期間が3か月以内であることなど、要件を満たしていることから、届出にて処理した次第です。

1 件目は、幸子〇〇〇一〇 田 509 m<sup>2</sup>

2件目は、広津○○○-○ 田 1,471 ㎡のうち 150 ㎡ 貸し手は広津○○○のN. K、借り手は、同じく築上町大字□ □□の△△△㈱で、令和 3 年 12 月 15 日から令和 4 年 2 月 15 日 までの3か月間の利用期間となっています。場所と利用計画につきましては、18ページと19ページでご確認ください。

2件とも、地元農業委員である重吉委員、賀部委員の確認をいただいております。以上で報告を終わります。

賀部会長

事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。

各委員

(質疑等なし)

賀部会長

続きまして、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

20ページをご覧ください。

「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。 相続による所有権移転が1件ございます。

土屋○○○一○ 田 1,264 m²

令和 2 年 9 月 24 日に、O. K さんからの相続により、糟屋郡  $\Box\Box\Box\Box\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ のU. A さんが所有権を取得しました。

以上で報告を終わります。

賀部会長

事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。

各委員

(質疑等なし)

賀部会長

続きまして、「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

21ページをご覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。 利用権の合意解約が1件ございます。楡生○○○-○ 田 1,174 ㎡ほか2筆貸し手は楡生○○のT. Mさん、借り 手は上毛町□□□○○○のN. Hさんです。

平成28年11月から6年間の契約でした。

借り手、N. Hさんの都合による解約で、合意解約成立の日は、 令和3年12月20日です。

以上で報告を終わります。

賀部会長

事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。

(質疑等なし)

各委員

賀部会長

次に「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換い ただくような案件をお持ちのかたございましたらお願いします。 事務局はありませんか。

その他として、事務局からご連絡いたします。

事務局

- ・12月の総会での5条転用の報告
- ・耕転料等利用料協議会の開催について

事務局からは以上です。

賀部会長

本日の議事はすべて終了しました、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。

事務局

年間計画どおり2月9日(水)10:00からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館2階研修室です。よろしいでしょうか。

(異議なし)

各委員

賀部会長

それでは、次回は2月9日(水)10:00からとします。 これをもちまして、令和4年第1回(1月)総会を閉会します。 皆さま、お疲れ様でした。

10時25分 閉会